

Title	入木道守護神に関する一考察：附 近衛家熙の入木道における信仰について
Sub Title	
Author	緑川, 明憲(Midorikawa, Akinori)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2008
Jtitle	三田國文 No.47 (2008. 6) ,p.20- 36
JaLC DOI	10.14991/002.20080600-0020
Abstract	
Notes	図削除
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20080600-0020">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20080600-0020</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 入木道守護神に関する一考察

附 近衛家熙の入木道における信仰について

緑川 明憲

はじめに

わが国には和歌や蹴鞠、入木道（書道）など古くから伝わる芸道がある。これらの芸道については、佐々木孝浩氏が「それを行うことを楽しみとするのではなく、歌を詠むことや、文字を書くこと等もそうであるように、正統な師について学び、鍛錬を重ねて技能の頂点に達することを目的にするという、精神的あるいは宗教的な側面を有するものである」と指摘されているように、それ自体極めて宗教色の強いものであった。このような宗教性から、芸道にはその道を守る神（または仏）が存在していた。例えば、歌道であれば住吉明神や玉津嶋明神、柿本人麻呂が、蹴鞠道であれば精大明神と藤原成通がそれにあたる。そしてこれらの守護神は、蹴鞠の例であるが、精大明神が藤原成通に対し「顔は人にて手足身猿にて、三四歳ばかりなる児三人、手づからかいて、鞠のくゝりめをいだきてあり。あさましと思ひながら、なに者ぞとあらくとへば、御鞠の精也とこたふ。（中略）今より後は、さる物ありと御心にかけておはしまさば、御まぼりとなりまいらせて、御鞠をいよくよくな

しまいらせん」（『成通卿御口伝』）と述べているように、その芸道に関わる者を文字通り守護するのである。

しかし、入木道の守護神については春名好重氏「書道の神様」という御論考のほかは、これまであまり言及されてこなかったように思われる。そこで本稿は、入木道を守る神仏、つまり守護神の一端について考察を試みようとするものである。

## 一 空海・文殊菩薩・筆硯童子

「筆道擁護之三尊」の濫觴

さて、管見によれば入木道の守護神を明確に定義している記事として最古のものは、大師流の能書である藤木生直の敬白文である。この貞享元年（一六八四）の年紀を持つ敬白文の中で生直は「高祖大師・文殊支利菩薩・筆硯童子」を「筆道擁護之三尊」とし、三者が入木道の守護神であることを明快に記している。そこで、ここに記される高祖大師、すなわち空海・文殊菩薩・筆硯童子を、なぜ生直は「筆道擁護之三尊」と捉えたかという問題について触れてみたい。

## (1) 空海

弘法大師空海は、周知の如くわが国を代表する能書のひとりである。嵯峨天皇もその書を鍾愛したと伝えられるように、空海は既に在世当時から能書として著名であった。空海が示寂したのは承和二年（八三五）三月二十一日のことであるが、『続日本後記』承和二年三月二十五日条には「在於書法。最得其妙。与張芝齊名。見称草聖」とあり、「草聖」すなわち草書の達人と呼ばれるほどの名声ぶりを知ることができる。また、聖賢『高野大師御広伝』（元永元年（一一一八））に引用される「請重被処分追賜諡号真言根本阿闍梨贈大僧正法印大和崗位空海状」には「兼究臨池之妙。縑素皆倚頼。倭漢推為楷模」とあり、弘法大師の諡号が醍醐天皇より追贈された当時もその書が尊重されている様子が伺える。

こうした風潮の中で、空海の寂後にさまざまな入木道関連の説話が誕生するのは当然であると言える。大江匡房『本朝神仙伝』の「大師兼善草書法。昔左右手足及口秉筆成書。故唐朝謂之五筆和尚」は、その早い例であろう。また、『高野大師御広伝』に載る記事のうち若干を要約して箇条書きにして示すと、

- ・空海が伊豆の桂谷山寺で『大般若経』の魔事品を書いていると、その文字が空中に現れ乱れることがなかった。
- ・空海が柱に「天地合」の字を書いたが、その書は深く柱に染み込んで削つても消えず、またこの柱を洗って飲めば疫病や瘡病が治った。

・鎮西の観世音寺の壁に書かれた空海の書は、夜になると光

明を放った。  
・古老の伝では、空海が書いた大内裏の皇嘉門の額には霊が宿っていた。

などとなる。これらの記事から、平安時代後期には既に空海が尋常ならざる能書として認識されていたことが知られる。さらに鎌倉時代に入ると、『平治物語』下「清盛出家の事并滝詣で付悪源太雷電となる事」では空海筆の理趣経を持っていた平清盛が雷の難を避け得たという説話も見られる。また、竹生島の宝蔵寺所蔵の空海筆とされる『空海請来目錄』には十行分と三行分の補写が認められるが、これはそれぞれ将軍藤原頼経と鎌倉幕府評定衆の中原師員とが護符として切り取った分を補写したものであり、空海の書は護符、つまり神秘的な力を持つものとしても非常に尊重されたのである。<sup>(6)</sup>

一方、藤原定家撰とされる『定家卿筆諫口訣』には「高野大師ノ御筆ハ。楽天人丸ノ作ノ如ク。和漢ノ筆ニ准ジテ。唐様ニモ。日本様ニモ。亦上代下世ニワタリテアソバサレタリトミユ。サレバ嵯峨天皇モ唯筆ニハ大師ト勅定アリキトゾ伝承ル」とか、『古今著聞集』では、嵯峨天皇が空海の書を「これは唐人の手跡也。其名をしらず。いかにもかくはまなびがたし。めでたき重宝なり」（巻七「嵯峨天皇弘法大師と手跡を争ひ給ふ事」といつて秘蔵したなど、純粹に能書としての空海を記す説話も見られる。また、藤原伊行『夜鶴庭訓抄』や尊円親王『入木抄』といった入木道の伝書類には「能書の人々」として空海を必ず挙げているのである。

空海と書とを関連づける記事は非常に多く、それらをひとつずつ提示することは避けるが、しかし一様に、早くから空海の書を神聖視する傾向が認められる。このような中で、大師流という空海を祖とする流派に属する生直が、空海を自らの崇拜の対象として考えても何らの矛盾は生じないと思われる。こうした理由によって、生直は空海を守護神として崇めたのではないだろうか。

### (口) 文殊菩薩

文殊菩薩は釈迦如来の脇土の一尊であり、また「三人寄れば文殊の知恵」という諺が示す通り、智慧を司る仏としても知られている。高橋俊乗氏は「天満天神について寺子が広く信仰して書道上達を願ったのは文殊菩薩であつた。これはもちろん智慧の権化であるからである」と述べ、文殊菩薩が入木道守護神として信仰されたのは、智慧の仏であるからとされておられる。しかし、『高野大師御広伝』に登場する文殊菩薩は、こうした智慧の仏という概念とは違つた展開を見せている。以下はその該当箇所である。

巡遊城中。臨流水脚躡。有一童子。現前。蓬頭着鶉衣。問云。和尚是日本五筆聖人歟。答曰爾也。童云。若然者。其流水可書。大師則隨彼言。書讀清水詩文。点宛然則流下。童見之含咲。有感嘆之気色。則云。弊童書之。和尚可見。則水上書龍字。但不書右少点文字。浮漂不流。則次書小点。時發響放光。而作龍王。此字昇空。則童者文殊也。鶉

衣者瓔珞也。

すなわち、空海の在唐中に「蓬頭鶉衣」の童子に逢い、空海に水の上に書を書くように言い、空海が水の上に詩文を書くとき、その点画は流れてしまう。その様子を見た童子は今度は自身が龍の字を水の上に書く。すると文字は流れずに音と光を発し龍王となつた。そしてこの童子は文殊菩薩であつたのである。『今昔物語集』巻十一「宋に渡りて真言の教を伝へて歸り来る語」にも同じ話を載せるが、この話は智慧の象徴としての文殊菩薩を説くというよりも、むしろ書において際立つた力を見せる靈驗譚と考えた方が自然であろう。さらにその力を見せる相手は余人ではなく、空海であることは見逃せまい。こうした文殊菩薩と空海との関係は、藤原行成の撰とされる『烏羽玉靈抄』中にある「或時崑崙叡岳山与深山有巖峒。彼（＝空海）而閉筥百日有御手習。五台山文殊師利菩薩有御影向」にも見ることができよう。

一方、文字と文殊菩薩との関わりを示す記事は、藤原教長の『筆法才葉抄』（安元三年（一一七七））に見られる「入木道ノ骨目トハ、森羅之依報大聖文殊之形也」が最古であろう。また、『麒麟抄』増補には「文字ヲ作始事。文殊ハ七千字ヲ作り。龍樹ハ三千字ヲ作り。蒼頡一万三千七百五十七字ヲ作也」とある。文字、すなわち漢字の創始者は、黄帝の記録係であつた蒼頡であるとする説が一般に流布しているが、その蒼頡ではなく、文殊菩薩であるとするこの記事は興味深い。

ところで、本稿でもしばしば用いる「入木道」という名の由

来は、王羲之が書いた書を削った際に木に三分染み込んでいたという故事<sup>8)</sup>、あるいは空海が唐に渡って百日の修行を積んで書いた書が五寸の板を突き通していったといった故事などによるものであるが、『麒麟抄』増補には、

弘法入唐之時。道ニテ童子ニ行合給。彼童子申テ云。大師ハ日本唐土ニ聞ヘタル手書ニテ御座ス。我ニ物ヲ書テ給ラント云。大木ニ書給。童子削之給ニ。斃而失畢ヌ。忽ニ童子此筆ヲ取テカクニ。大木ノ裏ヘ書徹。大師ハ不思議ニ思食テ。是ハ大聖文殊ト思テ。何成処ニ御座ト問給ハ。我ハ五台山竹林寺ノ方ニ在トテ。カキ消様ニ失ヌ。入木是ナリ。

とある。ここには王羲之は全く登場せず、文殊菩薩の化身である童子が大木に書いた書が木の裏へ貫通していたという故事が「入木」の由来であると説いているのである。

このように、文殊菩薩は入木道や文字と深い関わりのある仏であるといえ、さらに空海とともに語られることが多いことに気づかされる。智慧の仏であるからというよりも、こうした事実によって、生直の「筆道擁護之三尊」の一尊に加えられたのではないだろうか。

### (ハ) 筆硯童子

最後に、筆硯童子についてである(図1参照)。筆硯童子とは、宇賀弁才天(人面蛇身の宇賀神と習合した弁才天)の眷属

である十五童子の中の一尊であり、唐の不空訳とされている「仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠王陀羅尼經」(以下「宇賀耶頓得陀羅尼經」と略す<sup>10)</sup>)に説かれている。しかし、佐和隆研氏は「仏像図典」(吉川弘文館、昭和三十七年)で、「宇賀耶頓得陀羅尼經」は日本撰述の偽經であり、筆硯童子自体の作例も鎌倉後期以前には遡れないと指摘しておられる。実際に仏説である「金光明最勝王經」大弁才天女品には筆硯童子の名は見えない。

その「宇賀耶頓得陀羅尼經」で、筆硯童子は「復々次ニ宇賀神將<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>二十五王子。(中略)第三<sup>ニ</sup>王子ハ名<sup>ヲ</sup>筆硯童子<sup>ト</sup>。説<sup>キ</sup>テ根本咒<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>。唵<sup>ミ</sup>宇賀耶。曳尾惹。曳醜<sup>ヰ</sup>娑婆訶」と説かれている。さらにその功德については「爾時<sup>ニ</sup>宇賀神王及<sup>ビ</sup>十五<sup>ノ</sup>童子各説<sup>キ</sup>此<sup>ノ</sup>咒<sup>ヲ</sup>已<sup>チ</sup>大地六返振動<sup>シ</sup>天<sup>ノ</sup>雨<sup>ニ</sup>コト<sup>シ</sup>七珍万宝<sup>ヲ</sup>厚<sup>ク</sup>地<sup>ノ</sup>ヨリモ、高<sup>キ</sup>コト<sup>シ</sup>至<sup>ル</sup>梵天宮<sup>ニ</sup>。無量無辺<sup>ノ</sup>人及<sup>ビ</sup>三途八難受苦<sup>ク</sup>衆生悉<sup>ク</sup>受<sup>ク</sup>樂<sup>ム</sup>、財宝忽<sup>ニ</sup>令<sup>シ</sup>満足<sup>シ</sup>」とあり、拔苦与楽と福德とを司る仏とされている。また、十四世紀初頭に成立した光宗「溪嵐拾葉

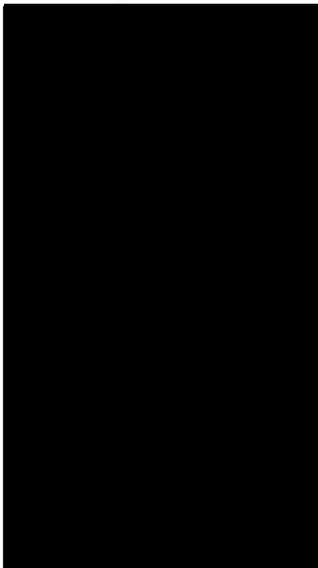


図1 筆硯童子  
(元禄3年刊『仏像図語彙』)

集』卷三十六の「弁才天法秘訣」には、弁才天の十五童子について「居<sub>レ</sub>行者<sub>ノ</sub>身体、致<sub>ニ</sub>擁護」とあり、ここでは行者の身体を守護する神として認識されている。つまり右の両書を見る限り、筆硯童子は特に入木道との関連はなかったらしいのである。

しかし、前に引用した『筆法才葉抄』には「以筆為骨目、故筆硯童子ハ提筆坐シ給ヘリ」とある。この記述だけでは筆硯童子が入木道の守護神であるとは断定できないが、『字賀耶頼得陀羅尼經』や『溪風拾葉集』とは捉え方が異なり、筆硯童子を特に意識している様子が垣間見られる。そのほか、中世に成立した入木道伝書類には、

・大日如来ハ不動ト現シテ。悪魔ヲ降伏シ。又不動弁才天ト現シテ貧報ヲ降伏ス。是衆生化度之故也。然文字ハ弁財天ノ種子曼荼羅也。筆ハ弁財天三摩耶形。硯ハ龍池。弁財天ノ居所ノ土也。此三種取合テ。不二一休ナル処ヲ。筆硯童子ト名付也。サレハ飯ニモ不浄ニシテ硯筆墨不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>取也。墨ハ弁才天五色ノ曼荼羅也。

〔麒麟抄〕卷二

・若見成者返々筆硯童子之御罰ヲ蒙テ。永可断仏果也。

〔同卷八〕

・抄ヲバ私ニモ見スル物ナラバ。筆硯童子ノ御罰ヲカフムルベシ。

〔同増補〕

・名之無左右不可伝此書。若シ令無沙汰二者、可蒙筆硯童子

御罰者也。

〔伝兼明親王撰『金玉積伝集末』中〕

・ソレ筆硯童子トハ弁才天ノ十五童子ノ中ノ筆硯トウジ也。本地観世音菩薩也。

〔玉章秘伝抄〕下

などであり、筆硯童子に関する少なからぬ記事を見出すことができる。特に『麒麟抄』の記事によつて、入木道における筆硯童子信仰は、遅くとも南北朝時代には確立していたものと見られる。ただし、空海や文殊菩薩とは違い、筆硯童子が能書であるとする伝承、あるいは書に関わる奇瑞を見せるなどといった言説は、管見の範囲では見当たらない。

字賀弁才天の一眷属であり、抜苦与楽と福德とを司る筆硯童子が、いかなる理由をもつて入木道守護神とされるに至ったかについてはなお検討しなければならない。しかし単純に考えれば、入木道には不可欠の筆と硯とを持つその容姿が、次第に入木道守護神へと変容させていったのではないかと考えるのが妥当であるように思われる。

あるいはまた、「我国弘法大師、諸州水なき地に錫を卓て、湧泉せしむ」〔天野信景『塩尻拾遺』卷六十一〕とあるように、いわゆる「弘法水」といった類の水に関連する伝承が空海には数多く見られることから、次第に水（河）を神格化した神である弁才天と空海とが結びつけられ、その結果、弁才天の眷属であり、筆と硯とを持つ筆硯童子が注目され、守護神と目されるようになっていったと推測するのは、考え過ぎであろうか。

## 二 江戸時代の誓状を通して見る

### 「筆道擁護之三尊」

ところで、「はじめに」で述べたように、守護神はその芸道に関わる者を守護するという役割を担うと定義した。しかし、守護することだけが守護神の役割ではなかったようである。この問題について、冷泉家時雨亭文庫蔵の歌道誓状を援用して考(1)える。

永祿二年(一五五九)付の島津義年誓状には「此一札、曾他見有間敷候、若於偽申者、日本国中神祇、別而玉津嶋明神可罷蒙御罰者也(傍線稿者。以下同)」と、また、同十年二月二十三日付の富樫氏増誓状にも「為從今日哥道御門弟之間、諸事疎略存間敷候、雖一言被仰聞候事、聊爾仕間敷候、若偽存者、日本国中大小神祇、別而住吉・玉津嶋明神可蒙御罰者也」とある。ここでは住吉や玉津嶋といった本来歌道を守護するとされる神々は、誓状に勧請された時、伝授に際して違背する者を処罰するという役割をも担っている様子が伺える。

このように、守護神は「守護する」とは相反する「処罰する」という性質をも持つということがわかる。この点を踏まえれば、入木道の誓状で違背者に罰を下すために勧請されている神仏は、入木道の守護神と考えられていたということになる。

ただし、佐藤弘夫氏は誓状の典型的な書式について、梵天・帝釈天以下の天界の諸尊や閻魔をはじめとする道教的な神々、あるいは日本全国の大小の神々が勧請されるということを描(1)き摘(1)されている。つまり梵天や帝釈天、日本国中の大小神祇は、誓

状に普く勧請される神仏であり、ある特定の芸道のみを処罰する(一方では守護する)神仏として想定されていたわけではないことになる。本稿ではこの佐藤氏の御説に従い、誓状を考える際にはこうした神仏は措いた上で、右の冷泉家に残された歌道誓状のように「別而」、あるいは後に引用する文書類に「殊」として特記されている神仏について取り上げていくこととする。誓状というフィルターを通すことによって、大師流に属する藤木生直の尊崇する「筆道擁護之三尊」、すなわち空海・文殊菩薩・筆硯童子が、他者や他流派においても入木道の守護神として広く信仰されていたのかという点について検証を行いたい。

初めは、空海の場合である。延宝七年(一六七九)付の鷹司房輔による誓状(宮内庁書陵部蔵「入木道誓紙案文」)。函架番号二六五―八〇三)には、伝授の内容をみだりに口外しないと約した文言に続いて「入木高祖空海 宝前」と書かれている。この場合は、違背者に罰を下す存在ではないが、「宝前」という語が使われており、空海を神仏として見ていると言える。一方、近衛家諸大夫であった佐竹重威が安永六年(一七七七)に提出した誓状(陽明文庫蔵「七箇条誓状案」)。函架番号九二七六五)の「右於致違犯者、可蒙日本国大小神祇、殊筆祖弘法大師御罰者也」とあるのはじめ、近衛忠房が文久二年(一八六一)に諸大夫の佐竹重節に提出した誓状(陽明文庫蔵「九箇条御誓状案」)。函架番号九二七八二)にある「今正所聞之口訣、質于日本国大小神祇、殊筆祖大師不可忽緒焉」などは、先の歌道誓状の例に従えば空海が処罰する役割を担っており、まさに

守護神として想定していたと言うことができる。

しかし、このように空海を守護神として認識しているのは、空海の書法を継承すると称する大師流に関わるものに限定されるようである。右に挙げた鷹司房輔と佐竹重威、近衛忠房もまた、大師流を学んだ人物である。先に見たように、平安以降、書における空海の奇瑞を強調する記述や能書として空海を紹介する記事は枚挙に暇がないのだが、実際に空海を入木道の守護神と想定している誓状は、大師流という極めて限られた流派内のみに見られる現象であると言わざるを得ない。

さらに、空海とともに登場することの多かった文殊菩薩が誓状に勧請される例は、管見の範囲では見当たらない。中世期において入木道と密接に結びついた文殊菩薩像は、どうやら江戸時代の誓状を見る限り、信仰には結びつかなかったようである。少なくとも文殊菩薩が違背者を処罰するという役割を担ってはいないのである。

しかし筆硯童子の場合、空海や文殊菩薩とは性質を異にしている。小笹喜三氏『書道大師流綜考』（昭和十六年）に所載される寛永十五年（一六三八）付の飯田才兵衛の誓状には、「梵天・帝釈天・四天王、惣而日本国中六十余州大小神祇、殊者筆硯童子可被蒙御罰者也」とあり、筆硯、すなわち筆硯童子の名が挙がっている。小笹翁の説によれば、飯田才兵衛は肥後熊本<sup>現</sup>の生まれで細川忠利に仕えたが、藤木敦直の師とされる湯浅時哉から大師流の書法を学んだ人物でもある。大師流を創始した敦直と同門ということになり、才兵衛の誓状は大師流のものと言える。

一方、青蓮院流（御家流）の場合、例えば図2に挙げたものは、寛文十二年（一六七二）の年紀を有する入木道の伝書（架蔵）である。青蓮院流、あるいはその亜流のものと思われるこの伝書の識語にもまた、筆硯童子が勧請されている。

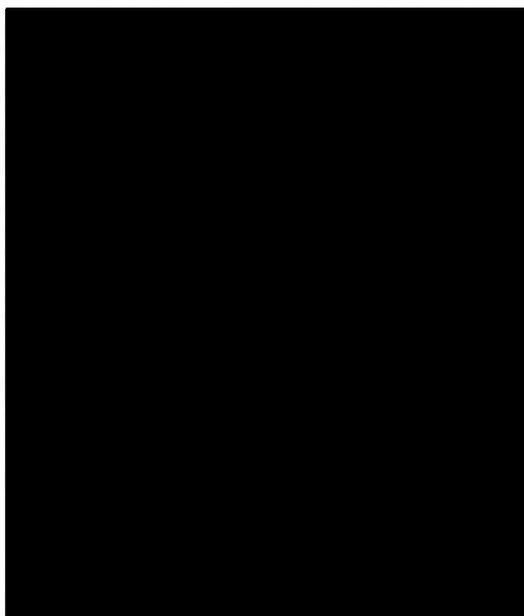


図2 〔入木道伝書〕（寛文12年筆）識語

さらに、明治二十五年（一八九二）にまとめられた『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調法』にある「梅沢太陽ノ青蓮院宮家へ呈出セシ誓約文」（弘化二年（一八四五）付）には「右之趣於相背者、日本国中大小之神祇・氏神・白山大権現、別而天満天神・筆硯童子可蒙冥罰者也」と、また「梅沢門人ヨリ梅沢へ呈出セシ誓約文」には「右之趣於相背者、可蒙日

本國中大小之神祇・氏神・天満天神・筆硯童子之冥罰也」とある。梅沢大陽は青蓮院宮の直門として能書の名が高かった人物である。これらの記事を通じて、誓状内における筆硯童子の名を青蓮院流においても確認することができる。

本稿では限られた誓状から入木道の守護神について検証しようとして試みた。稿者は入木道の誓状全てに目を通したわけではないため、不十分の謗りは免れないが、これらの誓状に基づいて誤謬を畏れずに結論を言えば、藤木生直の言う「筆道擁護之三尊」のうち、空海と文殊菩薩とに関しては処罰をする、すなわち入木道の守護神として勧請されることは稀、あるいは皆無である。ゆえに、少なくともこれらの誓状から考えれば、歌道守護神である住吉明神や玉津嶋明神のように、空海や文殊菩薩が入木道の守護神であるという認識が高かったとは言い難いのではないだろうか。

一方の筆硯童子は、空海や文殊菩薩とは違つてさまざまな奇瑞を示す説話があるわけではないものの、誓状を見る限り、流派を超えて入木道守護神として筆硯童子を受け入れていたように思われる。

もちろん、藤木生直以外、空海や文殊菩薩が全く入木道の守護神として認識されていなかったというわけでは決していない。おそらく、個人的に空海や文殊菩薩を入木道の守護神として崇敬していた例もあるかもしれない。しかし、江戸時代の末の至るまでその名が誓状に勧請されている筆硯童子は、比較的広く入木道守護神として認識され続けたと言えるのではないだろうか。

### 三 「筆道擁護之三尊」以外の入木道守護神

#### ―菅原道真と小野道風を中心に―

さて、これまで入木道の守護神として空海・文殊菩薩・筆硯童子を中心に検証してきたが、さらに菅原道真と、和様の祖と称される小野道風についても簡単に触れておきたい。

菅原道真は、現代では学問の神としてあまりにも著名であり、また書道上達の神としての認識もされているように思われる。道真については、『本朝文粹』に見える慶滋保胤「賽菅丞相願文」(寛和二年(九八六))や大江匡衡「北野天神供御幣并種々物文」(寛弘九年(一一〇一二))に「文道之祖、詩境之主」あるいは「就中文道之大祖、風月之本主也」と記され、学問的に早くから特別視されていることがわかるが、能書であったという点については一切触れられていない。実際に道真の真筆は現存しておらず、春名好重氏編『古筆大辞典』(淡交社、昭和五十四年)の中でも、伝道真筆とされる古筆は十五点ほどが紹介されているに過ぎない。また、『夜鶴庭訓抄』や世尊寺行能『夜鶴書札抄』では空海・菅原道真・小野道風が「三聖」であるとしているが、このことについては春名好重氏が『上代能書伝』(木耳社、昭和四十七年)の中で「平安時代には、道真の書跡は巧妙にして優秀であるから尊重されたのではない。天満天神の書跡すなわち「神筆」であるから尊重されたのである」と指摘しておられる通りであろう。つまり、能書という事実は確認できず、天神が書いたものという発想からその書が尊重されるようになったのである。

また、承久本『北野天神縁起絵巻』には道真について、「王城鎮守神々おほくましませど、北野宮の利生、ことにすぐれて、あけのたまがきに再拝する人、現当のねがひ、あゆみにしたがひてみち」云々とあるように、ここでも入木道を守護するという性質は見られない。

それでは道真が入木道の守護神とされるようになっていく転機とは何であったか。

鎌倉時代に成立したとされる『天神講式』には道真を「加之於一切願望。莫不成就圓滿。於諸道芸能。莫不達淵源」の神としている。ここでは直接道真を能書であると言及していないが、「諸道芸能」において必ず淵源に達すると説かれている。

この思想は慶安元年（一六四八）刊の室町時代物語『天神御本地』の本文「まことに、さいかくげいのふも、いみじくましくけるほどに、また人なくぞ、みえさせ給ひける」にも影響を与えたと見られる。こうした思想が次第に拡大解釈され、さらに「神筆」の思想と相俟って、入木道をも守護するのだという考えが誕生したのであろう。こうした動きに拍車をかけたのが、人形浄瑠璃の影響であると思われる。このことは春名好重氏や原道生氏らの先学が既に指摘しておられるので詳細は避けるが、道真⇨入木道の守護神という認識は、山本角太夫の『天神御出生記』（延宝五年から貞享二年の間に刊行）をはじめとして、正徳四年（一七一五）初演の近松門左衛門『天神記』に「我都を出し時京童に契約有。天が下の稚き者。手習学問詩歌の道の守り神。身の憂き数にたくらべて。我を信ずる輩は無実の難は遁るべし」、あるいは竹田出雲・並木千柳・三好松洛・

竹田小出雲の合作で延享三年（一七四六）に初演された『菅原伝授手習鑑』には「唐迄普る菅原の一流」とあることなどによって、次第に浸透していったものと思われる。

この影響によって、例えば細井広沢の『観鷲百譚』（享保十一年（一七二六）に「菅公も丙日に薨じ給ふなれば、和朝の書を学ぶ人も丙をいむべき也」、あるいは中山高陽の『観鷲百譚批考』（安永四年）には「延沖按に、この方村学生の菅公を書学の祖と思ひて祀る」という風潮が生まれたのであろう。文化六年（一八〇九）成立の大窪詩佛『詩聖堂詩集』初編巻四の「菅神廟前梅応大聖寺侯賦」には「児時曾学書師命祭公神」、（中略）童子何識公、只謂善書人」とあり、寺子屋においても祀られている様子が伺える。さらに、前掲『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調法』所載の「梅沢太陽ノ青蓮院宮家へ呈出セシ誓約文」のほか、慶応元年（一八六五）に大橋流（御家流の一流派）四世の大案堂重行が提出した起請文にも「右之々々於相背者、梵天・帝釈・四大天王・総日本國中六十余州大小神祇、殊二天満自在天神・部類眷属神神罰冥罰各可蒙者」とあるように、誓状にも天神、すなわち道真が勧請されるようになっていく。こうして、菅原道真は江戸時代中期以降に次第に入木道の守護神として祀られるようになり、誓状においても筆硯童子などとともに勧請され、入木道の守護神の地位を確立するに至ったようである。

次に、小野道風についてである。道風は三蹟のひとりとしてその名はつとに知られている。道真とは違って道風は、『屏風土代』や『智証大師諡号勅書』などの真筆が現代にまで伝わっ

ており、また『継色紙』や『本阿弥切』などのように、仮名の伝承筆者として道風が想定されることも多い。道風が二十七歳で昇殿が聴されたのも能書であったがためであり、没後その書は贈答に用いられるなど、在世中から能書の誉れが高く、現在も和様の祖としての評価は高い。

このような際立つた業績を後世に残した人物、例えば歌人として名高い柿本人麻呂、蹴鞠の名人だった藤原成通がそれぞれ歌道や蹴鞠道の守護神となっていたように、和様の祖とされる道風が入木道の守護神として尊崇されても不思議ではない。事実、滋賀県大津市（平成十八年三月二十日の合併以前は滋賀郡志賀町）や京都市北区杉坂道風町、愛知県春日井市松河戸町に道風を祀る神社が存在している。また、道風には宝永六年（一七〇九）十二月一日に「正一位道風武大明神」という神階ならびに神名が授けられたといわれている<sup>18)</sup>。

しかし、その書が尊重された道風ではあるが、『夜鶴庭訓抄』や『夜鶴書札抄』などの「三賢之聖跡と申事」において、道風の名を挙げてはいるものの、特に道風に対して神聖視、ないし宗教的権威を付与しているふしは見られない。誓状の中でも道風に誓ったり、道風が伝授に違背した者に罰を下すといった例は管見の範囲では確認できないのである。

ここでさらに、いくつかの江戸の文芸作品における道風の描かれ方に触れてみたい。宝暦四年（一七五四）に大坂竹本座で初演された『小野道風青柳硯』は、前歴が大極殿普請の番匠という設定の道風が、蛙が柳に飛びつこうとする姿を見て橘逸勢の謀反を知るとい内容の浄瑠璃である。ここでは、筆を持つ

たことのない無筆の男道風が、乳母の法輪尼が起こす奇跡によって能書になるという設定になっている<sup>19)</sup>。このほか、三浦安貞『梅園叢書』（寛延三年（一七五〇）跋）には、道風の著名な逸話、

小野道風は、本朝名譽の能書なり。わかゝかりしとき手をまなべども、進まざることをいとひ、後園に躊躇しける、藁の泉水のほとりの枝垂たる柳にとびあがらんとしけれど、もとゝかざりけるが、次第々々に高く飛で、後には終に柳の枝にうつりけり。道風はより芸のつとむるにある事をしり、学でやまず、其名今に高くなりぬ。

が載せられている。これらにも共通して能書としての記述はあるが、信仰の対象となるべき趣旨が記されていない。また、道風の肖像画に関して、伴蒿蹊などは「小野道風朝臣の肖像、即小野社の真影の写しなるよしの物ありて、誠に馬面といひ伝ふるごとき容貌にして」（『閑田次筆』巻二）云々と述べているほか、小山田与清『松屋筆記』巻九十七にも「道風のふるひ筆」などの記事があり、これらにもあまり崇敬しているとは思えない記述が目立っている。

このように、江戸時代においても、道風が広い範囲で守護神として認識され、信仰されていた形跡はあまり確認することができないのである。先程触れた道風を祀る神社も、撰社や小祠などを除けばおそらく三社のみに過ぎないのではなからうかと思われる。

このことは何に起因しているのであろうか。その片鱗を示す最古の記事と思われるものが、『本朝神仙伝』の「朱雀門額又有精靈。小野道風難之曰。可謂朱雀門。夢有人來稱弘法大師使。踏其首。道風仰見。履鼻入雲不見其人」であろう。すなわち朱雀門の額字を書いた空海を批判するというこの記事は、類似したものが『古今著聞集』や『源平盛衰記』<sup>(20)</sup>などにも見られる。しかし、道風に対して最も負の面を強調しているのは、『太平記』の次の記事である。

高野大師未來を鑑み給ひて、門々の額を書かせ給ひけるに、大極殿の大的の字を引き切つて、火の字にして書かれける。朱雀門の朱の字をば、米といふ字にぞ遊ばされたりける。時に小野道風これを見て、「大極殿は火極殿、朱雀門は米雀門」とぞ難じたりける。大権の聖者の未來を鑑みてあそばしけるを、底下の凡俗として申しける罰にや、その後より道風筆を取るに手振るへて、文字の様正しからざれども、草書に妙を得し人なれば、わななひて書けるも、却つて筆勢にぞなりにける。ついに大極殿より火出でて、諸司八省ごとく焼けにけり。

〔太平記〕卷十二「大内造菅井びに聖廟の御事」

ここでは「大権の聖者」空海の書に対する「底下の凡俗」道風の批判が描かれ、結果として大極殿が焼失したという好ましくない状況を生み出したと述べられている。

この記事は注目すべきであらう。つまり道風の、早くから入

木道においても神聖視されていた空海を批判した、なおかつその批判によって被災したという伝承が、道風に後世まで暗い影を落としたのではないだろうかと思われるからである。ために入木道の守護神としての認識は一部のみで広範囲に亘つては浸透せず、道風を祀るにしても限定的に見られるという程度に止まつてしまった可能性は低くないと思われる。

ところで、入木道の守護神には信仰人口の多寡はあるが、今まで述べてきた空海、文殊菩薩、筆硯童子、菅原道真、小野道風などのほかに、様々な神仏が想定されているようである。

例えば、大師流の場合、二でその敬白文を挙げた大師流の藤木生直の子、司直もりなおが享保五年に著した『入木道注進』（国立公文書館蔵）で、大師流の守護神を「自今藤孝の朝臣を此道の守護神と仰申べきよし御契約ありて、夫よりして秋共（＝飯河秋共）を中興とし、藤孝君を守護神と崇申候事に御座候」、つまり、細川幽齋であると述べている。また、後述する近衛家熙が元禄九年に生直から大師流の伝授を受けた際に提出した誓状（陽明文庫蔵『家熙公筆道誓状』。函架番号九二七五〇）には「賀茂生直所伝五筆和尚心筆地使口訣、謂為子孫漫不可出口外、偏奉任 祖神照鑑者也」とか、近衛忠熙が文政四年（一八二二）に佐竹重勝に提出した誓状（陽明文庫蔵『忠熙公入木道入学誓状』。函架番号九二七五九）には「今度忠熙入木道預指南処也（中略）若於違背者、非人情、天神地祇照覽可有之者也」とあって、これらの誓状には「祖神」や「天神地祇」とあるのみで、空海は勧請されていない。このように、大師流にお

いても全てが空海に統一されていたわけではないのである。

また、唐様書家として知られる沢田東江の『東江先生書話附録』（明和六年（一七六九））には「書話にて王羲之と申せば、儒家の孔子にて御座候、仏者の釈迦にて御座候、夫故王羲之を信仰仕候」とあり、東江自身は王羲之を信仰していた様子が伺える。さらに、明や清の例ではあるが、先に触れた『観鷺百譚』巻之五第九十一「蘇米鶴林寺伽藍神」には「潤州の鶴林寺に、米元章、蘇東坡を以て伽藍神に祭りて有、珍しき事也と云、知慎云、鶴林寺の開山僧、宋朝の筆法にすぎけるか」とか、『観鷺百譚批考』には「唐土にも、雲南の俗は、羲之を先師と云てまつれる」とあり、米元章や蘇東坡、王羲之を信仰していた者もあつたようだ。万事範を明や清に求めようとした唐様書家の中には、これに倣つた者もいたのかも知れない。さらに、注(13)でも触れたように、持明院流における誓状を「持明院流入木道」で見ると、具体的な神仏の尊名は見られないのである。

結局、入木道においてはその守護神は個人的なレヴェルでかなりの多様性を持つて存在しており、歌道における任吉明神や玉津嶋明神、あるいは蹴鞠道における精大明神のように、特定の神仏を守護神として限定するのは困難であると言わざるを得ない。しかし、先程から述べているように平安時代末期以降の伝書類や江戸時代を中心とする誓状を通じて見た時、筆硯童子が時代を超えて比較的広い範囲で入木道の守護神であるという認識がなされ、さらにまた、江戸時代中期以降には、浄瑠璃などの影響から菅原道真が入木道守護神として次第に認識される

ようになったと言えるのではないだろうか。

## 附 近衛家熙の入木道における信仰について

さて、藤原時代の書風を基に独自の和様の書を確立した江戸時代の能書、近衛家熙（一六六七—一七三六）は、入木道において誰を守護神と見なし、尊崇していたのかという問題についても併せて考えておく。<sup>21</sup>

まず初めに、家熙が一般的にいかなる信仰を持っていたのかについて触れる。

近衛家の諸大夫のひとりであつた進藤長之の日記『長之朝臣記』（更衣山西王寺藏『看聞秘鈔』巻五所収）享保十年七月二十四日条には、

未半刻、御別業江還御。即御落飾、御薙髮也。（中略）准后御方（＝家熙）御落飾之事、表向に而者受戒、其外嚴重之御作法有之由、当時御帰依之僧も無之、元来御仏者に而も無之故、如此。

とある。晩年、家熙が出家する際には、特に帰依する僧もおらず、「仏者」でもなかったと認識されている。しかし猪熊信男氏が「公何ぞ信仰なからん。請ふ看よ、享保二年九月公親しく製する所の安禅寺の不空縹索靈像記中の一説を」と、不空縹索観音信仰を指摘しておられるように、家熙に全く信仰心がなかつたわけではない。

また、不空縹索観音信仰のほかに、家熙は若年から黄檗宗に

かなり深く関与していることが確認される。近衛家と黄檗宗との関わりは、かつて近衛家の領地であった宇治に黄檗山万福寺が建立されたことに起因する。特に明から渡来した高泉性澈（万福寺五世住持）とは直接の親交があり、元禄六年には硯銘を請うたり、家熙を含めた近衛家の人々と面会して、詩を作るなどの関係が見られる。また自身を開山、黄檗僧百拙元養を開基として鳴滝に法蔵寺を建立しており、家熙の黄檗宗への帰依を見て取ることができる。

しかし次に挙げる記事は、家熙の信仰とは別に、入木道守護神を考える上で特に注目に値しよう。

内府（＝家熙）、不慮被感得三跡真蹟。此物年来所聞及也。但、持主称道風物は、慈道真筆架府也。被模道風躰無疑。又称行成卿真筆服詠下卷、東寺称彼卿真筆之由、雖然非真筆。於此一巻者、俊頼朝臣真跡無疑由、内府被見出。尤無疑。又称佐理卿真蹟物、道風真跡詩白氏文集無疑者也。内府、年来入木道殊熱心、今度感得子細非只事。弘法大師之加護也。

〔「基熙公記」元禄二年八月十二条〕

家熙が幼少のころより三跡の書を中心に入木道に極めて熱心に励んだことはよく知られているが、元禄二年に家熙が三跡とされる書を手に入れた際に、父である基熙は「弘法大師之加護」であると述べている。家熙が空海を崇拜していたのか、あるいは基熙が家熙の信仰に関係なくこのように述べたのかはよくわ

からないが、家熙と空海との関わりを示す最も古い記事として、興味深い。

このうち家熙は、三跡の書のほかに、空海の書も熱心に学ぶようになる。

内府東寺ついでまいらるゝ。なぐさみにもなく、御筆はいけんし  
てうつしたきとのぞみ也。わかきひとのしゆしやうなる  
おもひたちとめでたさよろこぶ。今朝早々より出られ、日  
くれてやがてかへらるゝ。うつしどもみせらるゝ。ことの  
外のまんぞくがり也。めでたしく。

〔「无上法院殿御日記」元禄三年三月二十七日条〕

家熙の母である常子内親王の日記『无上法院殿御日記』をはじめ『基熙公記』などに、元禄三年から翌年にかけてこのような記事を見ることができ、家熙は晩年、「弘法ノ筆ハ。東寺程多キコトハナクテ。皆々紛レナキモノナリ。先年若キ御時ニ。朝七ツ時ヨリ毎日御成アリテ。明六ツヨリ。暮六ツ迄ヅ、十二日ノ間ニ。残ラス写シ取ル」〔「槐記」享保十三年四月十五日条〕と回想しているように、近衛家の陽明文庫には空海筆の『風信帖』や『真言七祖像贊』などの家熙による臨模が伝来している。おそらくこの時期のものであろう。

また、家熙は空海の書を見学して臨模するだけでなく、実際に入手もしている。元禄八年八月二十日、当時は家原自仙という京の町人が所持していた伝空海筆とされる『与本国使共請帰啓』を、大工頭中井正知を介して入手した。常子内親王はこの

ことについて「内々のぞみの大師の御筆此ごろしよもうにて、  
けふもらひ給ふ。ふしぎなる事色くもののがたり也。かやう  
のものするくともとめらるゝ事は、さてくめうがにかなは  
れ候と、めでたき、よろこび、もつともき、いふばかりなし」  
〔无上法院殿御日記〕と書き記している。

さらに家熙は、この時の入手に關して起こつた不思議な出来  
事を、同年九月二十一日（二十一日は空海の示寂日）に自筆で  
書き残している（陽明文庫蔵『家熙公御筆』。函架番号九二八  
三四）。

元禄乙亥秋七月朔夜、夢有居士、告曰、汝彝願求空海大師  
之書、當時有与本国使共請帰啓一首書翰、此書者、大師入  
唐求法之暇自漢至唐輩出之善書、悉鑑筆意聞口授、入神入  
妙、益深而伝其精妙於本朝。即始此書他日定有得之焉。予  
云、如何応得之乎。居士答曰、酌井水、必可得之。（中略）  
至此始知井水即正知也。所夢真不虛。（下略）

すなわち、夢にとある居士が出て、空海の書の入手を予言し  
たというのである。結果、「一種之珍器」と交換することを条  
件に『与本国使共請帰啓』を入手するのであるが、その際には  
家熙は「歡喜不知手足之舞踏」という状態であつたという。

また、近衛家所蔵のものには、

空海ノ片仮名ノ名号ヤ。空海入唐ノ時。アナタヨリノ書簡  
ニ。金胎両部ノ曼荼羅二幅。并ニ翻訳ノ経卷二百余卷ヲ書

写セリ。是ハ国家鎮護ノ重物タレバ。遣唐使ニ附シテ上ス  
ノ由ヲ書レタル書簡アリ。

〔槐記〕享保十三年四月十五日条

といった空海の書もあつた。この「空海ノ片仮名ノ名号」と  
は、『古筆大辞典』や『弘法大師真蹟集成』（法蔵館、昭和五十  
年）には見えない書である。この書は片仮名で「ナムアマタ  
フ」と書かれたもので、家熙による写しが少なくとも陽明文庫  
に三点（うち一点は双鉤墳墨）所蔵されるのを稿者は確認し  
た。これらの空海の書に対して、家熙は「稀代ノ名物ナリト  
ゾ。」と語っている。

このほかにも、宝永五年に家熙が賢聖障子の清書を命ぜられ  
た時には、基熙が東寺の大師堂に向き、無事に成就するよう  
祈念しているし、家熙は享保後期には染筆の依頼を断つてい  
たが、享保十九年の空海の九百回忌で使用される祭文は家熙が  
清書しているのである。

このように、家熙が空海を特別視（ないし憧憬）していた記  
事は少なくない。しかし、家熙の空海に対する憧憬が最も如実  
に表れているのは次の記事であろう。

御修法ニカ、ル金剛胎蔵二幅ハ。モト弘法ノ大唐ヨリ取得テ帰  
朝アリシヨリ以来。近代マデ掛ケラレテ。毎年東寺ヨリ持  
参シケルヲ。天字ノ御時。天字ト云ヘル人ハ、桜井家。真言

宗ノ法中トナリテ。十九歳ノ時。初テ此修法ノ人衆ニ加リ  
テ。之ヲ拝見シ。日本ニ並ビナキ此掛物ヲ。如此ニシテ紛

失アラバ。再得ハナカランコト必セリ。イデヤ此ノ御像ヲ  
 新写センモノヲト思立テ。十九歳ニテ。始テ画ヲ稽古セラ  
 レテ。夫ヨリ年月ヲ積ムコト十七年ニシテ。成就セリ。  
 中々其人ノ力ニ及ブ所ニ非ズ。□<sup>文字</sup>ノ助力ニテ。修覆事終  
 イテ。今掛ルハ此人ノ新写ナリ。アルマジキ大功ナリ。御  
 前ニモ弘法ノ像ヲ書テ貫ヒタリ。御好ミニテ独鈷ノ代リ  
 ニ。筆ヲ持タル図ナリ。珍シ。御本蔵ニアリ。拝見スベキ  
 由仰ナリ。

〔槐記〕享保十六年正月十二日条

このように、空海の画像を、家熙本人の好みによって、独鈷  
 の代わりに筆を持たせた空海の図として描かせているのであ  
 る。

家熙は、記録類から筆硯童子や菅原道真などを入木道守護神  
 として尊崇していたことは確認できず、家熙が具体的に誰を入  
 木道の守護神として想定していたかについては残念ながら現時  
 点では不明である。しかし、今挙げてきた事例を見るに、家熙  
 がかなり深く空海に傾倒していたことはまぎれもない事実であ  
 る。守護神として認識していたとは断言し難いものの、独鈷を  
 持たせた空海の図像を描かせるといった行為は、空海に対する  
 信仰心の発露とも言えなくはない。家熙は空海に対して信仰に  
 近い特別な思いを抱いていたと言っても大過ないであろう。

注

(一) 佐々木孝浩「蹴鞠と免許状」(関場武編『古文書の世界』)所収、

慶應義塾大学文学部、平19)。

(2) 竹下豊「住吉の神をめぐって」(『上方文化研究センター年報』  
 1、平16)、佐々木孝浩「歌神としての住吉明神」(『鎮仙』528、平  
 16)などに詳しい。

(3) 前掲注(一)佐々木氏論文参照。

(4) 春名好重「春名好重のよみがえれ!!書—21世紀にむけて—」(中  
 教、平12)所収。この御論考は、書道の神としての菅原道真につい  
 て言及されたものである。

(5) 前田香雪「賀茂流の伝授」(『好古類纂』第三編第九集。明41)に  
 引用。

(6) 春名好重「古筆大辞典」(淡交社、昭54)「空海請来目録」の項。

(7) 高橋俊乗「寺子屋における天満天神の信仰」(初出昭4。村山修  
 一編『天神信仰』)所収。

(8) 春名好重ほか編『書道基本用語詞典』(中教出版、平3)「入木」  
 の項。なお、横井時冬は『芸窓襟載』(明37)で、王羲之が北郊の  
 祀の祝版に書いたものを後世削ると、深さ七分ばかり染みていたと  
 いう故事を紹介している。

(9) 「大師執削如前書給。尼給テ又削。此度五寸木ヲ徹ル。尼申サ  
 ク。如此功積メバ。木モ徹リ飯モ投安シト申」(『麒麟抄』)巻(一)。

(10) 本稿引用の「宇賀耶頓得陀羅尼経」は、山本ひろ子「異神—中世  
 日本の秘教的世界」(平凡社、平10)に翻刻されている本文によっ  
 た。

(11) これらの誓状は、『冷泉家時雨亭叢書』第五十一巻「冷泉家古文  
 書」(朝日新聞社、平5)に所載されている。

(12) 佐藤弘夫「起請文の精神史。中世世界の神と仏」(講談社、平  
 18)。

(13) 大道弘雄(寒溪。持明院流入木道の宗家持明院家の第三十二代当  
 主基哲の女婿)は「持明院流入木道」(『美術・工芸』第十六号、  
 昭18)の中で、文禄四年(一五九五)付の烏丸光広誓状や八条宮智  
 仁親王誓状をはじめ、天明五年(一七八五)付の酒井抱一誓状、寛  
 政五年(一七九三)付の松平定信誓状、同八年付の松平訓子(高松

藩主松平頼恭女）誓状といった、持明院家に残されたいくつかの誓状を紹介している。これらを見る限り「可蒙日本国中小神祇、殊氏神御罰者也」などと書かれていることが多く、具体的な尊名は勸請されていない。

(14) 「古筆大辞典」にある伝道真筆とする古筆十五点のうち、十四点は經典など仏書の断簡であり、残り一点は「白氏文集切（百鍊ノ鏡）」である。なおこの「白氏文集切」は藤原行成以降の書風が確認されるといわれ、道真の時代の書風とは合わない。

(15) 道真能書説に関して、横井時冬は「大日本能書伝」（明39）で「この公ものかくこともすぐれさせ給ひしは論なきことにて、龍門寺方丈の室に仙房といふ所ありけるが、その両扉に此公が都良香とかき給ひしを、時の人、如白玉之盈匣、似紅錦之在機と称したるにてもしらる」と述べているが、これは春名好重氏が「上代能書伝」の中で「書跡としてすぐれていたというのではなく、「妙句」としてすぐれていたのである」として否定されている。

(16) 春名好重「上代能書伝」、原道生「浄瑠璃に描かれた道真像」その神格化の内実」（『国文学解釈と鑑賞』81、平14）に詳しい。

(17) 春名好重「小野道風の人と書」（『書聖小野道風』所収、春日井市道風記念館、平3）などに詳しい。

(18) 安達健治編「小野道風研究資料集」（春日井市道風記念館、平10）所載の「小野道風社文書」や宣言による。ただし、「続史愚抄」や「大日本能書伝」などには道風への神階授与などの事実は記載されていない。

(19) 渡辺保「新版 歌舞伎手帳」（講談社、平13）による。なお、道風無筆説に関連して、近衛家諸大夫であった佐竹重政は「按二世俗道風朝臣ノ無筆ト云ルハ、彼サキニ申セシ、敦直先生無筆ヨリ能書トナレヲアヤマリタガヘシナルベシ」（『続道問答』巻二）と興味深い説を展開している。こうした道風が初め無筆だったという説が広まったのは、浄瑠璃「小野道風青柳祝」の影響からだろうか。ちなみに「敦直先生」とは大師流の始祖とされる藤本敦直であり、敦直が十九歳まで全くの無筆であったことを近衛家熙は言及してい

る（『槐記』享保十六年一月十二日条）。

(20) 「道風朝臣、大師のか、せ給たる額をみて難じていひける、「美福門は田広し、朱雀門は米雀門」と略頌につくりてあざけり侍ける程に、やがて中風して手わなきて手跡も異様に成にけり」（『古今著聞集』巻七「弘法大師等大内十二門の額を書す事并びに行成美福門の額修飾の事」）。「嵯峨帝ノ御時、空海僧都勅ヲ奉テ、大極殿ノ額ヲ被書タリ。小野道風見之、「大極殿ニハ非ズ、火極殿トゾ見エタル。火極トハ火ヲ極ト読リ。未来イカニ有ベカラン。筆勢過タリ」トソ笑ケル。去バニヤ、今カク亡ナルコソ浅増ケレ」（『源平盛衰記』巻四「大極殿院失」）。

(21) 拙稿「大師流継承者としての近衛家熙」（『芸文研究』90、平18）も併せて参照していただければ幸いである。

(22) 猪熊信男「近衛家熙公小伝」（『恩賜京都博物館』昭10）。

(23) 大槻幹郎ほか編「黄檗文化人名辞典」（思文閣出版、昭63）。

(24) 「関白殿（＝基熙）・我身（＝常子内親王）へも一門（＝一乘院宮真敬親王）御さとばうへ行、わうばくのかうせん（＝高泉性激）まいられ関白殿あはせ参らせ候。我身はみずのうちよりそとくゝみる。（中略）右府（＝家熙）へはじめてたいめんにてよろこび、又右府やうだいをもことの外ほめて、詩につくりまいらせ給ふ」（『无上法院殿御日記』元禄八年二月朔日条）。

(25) 拙稿「御家流全盛期の異才・近衛家熙」（関場武編『古文書の世界』所収、慶應義塾大学文学部、平19）を参照していただければ幸いです。

(26) 「行東寺於大師堂、祈念。是、関白（＝家熙）賢聖障子銘清書、無異事願也」（『基熙公記』宝永五年十月二十五日条）など。

(27) 「右府公ノ予ニ。准后（＝家熙）ノ御染筆ヲ御所望ナサレ度ク思召ス。（中略）予（＝山科道安）御請申上ルヤウ。御染筆ノコトハ。諸方共ニ御断ノ上ハ。如何アランカ」（『槐記』享保十六年二月二十四日条）。

(28) 「豫樂院遺墨」（『恩賜京都博物館』昭10）には家熙筆「弘法大師九百年忌祭文」の写真が掲載されている。

※本稿引用資料は、以下の諸本によった。なお引用に際し、句読点や濁点を私に施した箇所がある。

『基源公記』『无上法院殿御日記』『東京大学史料編纂所蔵謄写本（原本陽明文庫蔵）』

本陽明文庫蔵

『統筆道問答』『陽明文庫蔵（江戸時代後期）写本』

『槐記』『山田聖華房、明治三十三年刊』

『成通卿御口伝』『古今著聞集』『日本古典文学大系、『本朝文粹』、『今昔物語集』、『天神記』』『新日本古典文学大系、『太平記』』『新日本古典文学全集』、『高野大師御広伝』、『定家卿筆諫口訣』、『鳥羽玉霊抄』、『麒麟抄』、『金玉積伝集末』、『玉章秘伝抄』、『天神講式』』『統群書類従』、『溪嵐拾葉集』』『大正新修大蔵経』、『本朝神仙伝』』『日本思想大系』、『筆法才葉抄』』『東江先生書話附録』、『観鷲百譚』』『観鷲百譚批考』』『日本書画苑』、『梅園叢書』』『閑田次筆』』『吉川弘文館版日本随筆大成』、『源平盛衰記』』『中世の文学』（三弥井書店、平3）、『詩聖堂詩集』』『詩集 日本漢詩』八（汲古書院、昭60）、『北野天神縁起絵巻』、『天神御本地』』室町時代物語集（大岡山書店、昭12）

#### 附記

本稿をなすにあたり、貴重な原本の閲覧ならびに引用を快諾して下さいました。陽明文庫 文庫長の名和修先生に厚く御礼申し上げます。